

一般社団法人日本潰瘍学会会員の入会・退会に関する規程

平成27年6月19日 一部改正
平成26年7月1日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会（以下「当法人」という。）定款第5条から第11条の規定に基づき、当法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人への入会・退会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(入会手続)

第3条 本学会の会員になろうとする者は、入会申込書に所定の事項のすべてを記入し、当該年度の会費を納入して、事務局へ申請を行い、それを理事長が承認する。

(会 費)

第4条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。ただし、正当な理由により理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書とともに納入された当該年度の会費は、これを返還する。

(会員名簿)

第5条 入会した会員は、事務局において管理する会員名簿に登録する。

2 会員は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、事務局に対し、当該変更の旨を届け出なければならない。

(退 会)

第6条 会員は、いつでも別紙様式の退会届を提出することにより、退会することができる。

(本規程の運用上の疑義)

第7条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第9条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。